

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025年1月27日

個人情報越境移転出国個人情報保護認証弁法(意見募集稿)

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・会社登記管理実施弁法
- ・銀行保険機構データ安全管理弁法 ←今号の注目法令
- ・個人情報越境移転個人情報保護認証弁法(意見募集稿) ←今号の注目法令
- ・不正競争防止法(改正草案) ←今号の注目法令
- ・ネットワーク安全基準実践ガイドライン——生成系人工知能サービス安全緊急対応ガイドライン(意見募集稿)
- ・ネットワーク安全基準実践ガイドライン——インターネット未成年モードの技術要件(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー森脇 章弁護士、胡絢静外国法事務弁護士がオンラインセミナーに登壇しました。

日時: 2025年1月23日(木)14時~15時30分

主催: 日本商事仲裁協会(JCAA)

激動の中国ビジネス~紛争に強い契約書の作成実務~

<https://www.jcaa.or.jp/seminar/seminar.php?mode=show&seq=143&>

*見逃し配信も行われています。見逃し配信の聴講条件等の詳細についてはJCAAに直接お問い合わせください。

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 34 回(中国メインランド)

日時:2024 年 9 月 19 日(木)

「中国消費者保護規制及びクレーム・紛争の最新動向」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

第 35 回(中国メインランド)

日時:2024 年 12 月 19 日(木)

「中国×経済安全保障デュー・ディリジェンスの重点ポイント」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

II. 中国法令アップデート(主に 2024 年 12 月 1 日~12 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

昨年 12 月に公表された法令等の本数は比較的多いが、重要度の高いものはそれほど多くはなく、意見募集稿の段階のものが多い印象である。正式に公布された法令では、「銀行保険機構データ安全管理弁法」は、銀行・保険業界における特別なデータ規制・監督管理を規定するもので、特に中国で設立された銀行・保険会社にとっては同弁法に基づくコンプライアンスを徹底する必要があるため、その影響は大きい。

意見募集稿のものでは、「個人情報越境移転出国個人情報保護認証弁法(意見募集稿)」が注目である。本意見募集稿は、個人情報保護法が定める個人情報の越境移転のための適法化要件の一つである、「個人情報保護認証」(2 号要件と呼ばれる)の制度にかかる初めての意見募集稿である。本意見募集稿では、同制度における認証機関の承認要件、認証機関の認証対象事項及び義務等の認証機関の基本的な制度設計が明らかにされており、本弁法が正式法令となれば、個人情報保護認証の活用が進むことが期待される。なお、弊事務所では同意見募集稿の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<商法>

会社登記管理実施弁法

〔ポイント〕本法は、2024 年 7 月 1 日に施行された改正会社法及び国务院から公布された会社法にかかる登録資本登記管理制度に関する規定を受けて、会社の登録資本及び抹消登記等に関する登記手続を更に細かく整理するものである。全 29 条という簡潔な内容である。

本法は、主に、①改正会社法における 5 年の払込期限に関する定めを受けて 2024 年 6 月 30 日までに設立された有限責任会社・株式会社についての具体的な払込期限を明記し、②登記の申請者・提出資料の整理、③その他理念規定及び登記手続処理に関する一般規定を設けた(例えば、30 日以内に登記申請すべきこととされた)。

本法施行後の登記手続は本法に従うことになることから、登記に反映される会社手続を行う場合には、本法を参照することが必須となる。

〔原文〕[公司登记管理实施办法](#) (国家市场监督管理总局令第 95 号)

〔公布/公表機関〕国家市场监督管理总局(国家市场监督管理总局)

2024 年 12 月 20 日公布、2025 年 2 月 10 日施行

執筆担当:日本弁護士 藤本博之

<金融>

銀行保険機構データ安全管理弁法

〔ポイント〕国家金融監督管理総局(「金监会」)は、銀行保険業界におけるデータ規制・監督管理を目的として 2024 年 12 月 27 日に本弁法を公布し、同日から施行されている。中国では「データ安全法」「ネットワーク安全法」「個人情報保護法」のデータ規制三法が存在するが、本弁法はその下位の行政規則である。

本弁法は、中国国内で設立された銀行保険機構を責任主体と位置付けたうえで、本弁法に従ったデータ安全責任制(データ安全管理システム、データ安全技术システム、リスク管理体制等)の構築と法令遵守を義務付けている。銀行と保険会社にとってはデータ規制におけるコンプライアンスのための実務的な指針となるものである。

銀行保険機構は、データの分類・分級に応じた安全保護措置を講じる必要がある。分類には顧客データ、業務データ、経営管理データ、システム運営・安全管理データ等が存在する。また、データの重要度・敏感度に応じて、核心データ、重要データ、一般データ(一般データは、敏感データとその他一般データに更に細分される)の分級に区分される。特に敏感デ

一タ以上のデータの取扱いについては、一般データと比較して厳しい要件等が課されている(なお、現時点において、同弁法において各分級に該当する具体的なデータ項目までは明らかにされていない。)

また、本弁法では、銀行保険機構のグループ集団内部でのデータ共有についても制限等を置いており、例えば、敏感データ以上のデータを共有する場合には、データ主体(例えば、法人顧客等)の授権同意を取得することを義務付けている点が目を引く(銀行保険機構は本弁法における個人情報の取扱いに関する規定を遵守する必要があるほか、非個人情報であるデータについてもデータ主体(すなわち顧客等)の権利保護という観点からこのような規制が設けられている。)

[原文] [銀行保険機構数据安全管理办法](#) (金規〔2024〕24号)

[公布/公表機関] 国家金融監督管理総局 (国家金融監督管理总局)

2024年12月27日公布、2024年12月27日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

草案・意見募集稿等

個人情報越境移転個人情報保護認証弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、個人情報保護法が定める個人情報の越境移転のための適法化要件の一つである、「個人情報保護認証」制度にかかる初めての弁法の意見募集稿である。

個人情報保護法38条においては、個人情報を中国本土外に越境移転させるための適法化要件として、①同法40条の規定に基づき国家インターネット情報部門が組織する安全評価に合格すること(「1号要件」)、②国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を経ること(「2号要件」)、③国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること(「3号要件」)の3つを定めているところ、ここ数年の間で、1号要件と3号要件については、その関連法令が整い始めたものの、2号要件については、詳細はバールに包まれており、実務的には選択肢として考えられてこなかった。本意見募集稿は、2号要件について、認証機関の承認要件、認証機関の認証対象事項及び義務等の認証機関の基本的な制度設計を明らかにするものであり、本弁法が正式法令となれば、2号要件の活用が進むことが期待される。

本意見募集稿4条は、越境移転のための個人情報保護認証の適用場面として、2024年3月22日に公布された「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」8条に即し、「重要情報インフラ運営者以外の個人情報取扱者」が「同年1月1日から累計で10万人以上100万人未満の個人情報(機微な個人情報を含まない)又は同年1月1日から累計で1万人未満の機微な個人情報を本土外に提供するとき」としており、3号要件の適用場面と重なるところ、2号要件を使った場合と3号要件を使った場合の効果の違いについては現段階では有意な違いがないように思われる。そのため、本意見募集稿は、重要情報インフラ運営者以外の個人情報取扱者において個人情報を中国から越境移転させる方法として、2号要件がより現実的な選択肢として追加されるという意味を持つ。なお、本意見募集稿10条によれば、認証機関の認証対象事項は「個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第2版)」に添付された個人情報保護影響評価報告書のひな型の項目と重複するものの、現在までに出されている法令にもとづけば、2号要件を満たす場合でも、個人情報保護法55条に基づき、個人情報保護影響評価を実施する必要がある点に留意が必要である。

[原文] [个人信息出境个人信息保护认证办法](#) (征求意见稿)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室 (国家互联网信息办公室)

(意見募集期間: 2025年1月3日~2025年2月3日)

執筆担当: 日本弁護士 尾関麻帆

不正競争防止法(改正草案)

[ポイント] 2024年12月25日、全国人民代表大会常務委員会は、「不正競争防止法(改正草案)」を公表した。現行の不正競争防止法は、1993年に施行され、2017年と2019年に2度改正されている。不正競争防止法は、経済の急速な発展に伴いその実施につき新しい問題に直面している。例えば、取引活動における商業賄賂が多発しており、さらなる規制が必要とされている。一部のプラットフォーム事業者は、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則等を利用してインターネット上での不正競争を行っているというような批判がある。このような背景の下、今回の改正が審議されている。

今回の改正草案は、5 章 41 条からなる。主に不正競争防止の全体的要求をより明確にし、不正競争行為の関連規定を整備し、不正競争防止の監督管理と処罰規定についても整備している。その主な内容は、以下のとおりである。

1. 不正競争行為の関連規定を整備(アップデート等)する。

①混同行為の規制

事業者が、一定の影響力を有する他人のニューメディアのアカウント名、アプリケーションの名称、アイコンを無断で使用し、又は一定の影響力を有する他人の商品名、企業名等を無断でその検索キーワードに設定し、混同を引き起こしてはならない旨を規定する。事業者は、他人が混同行為を行うことにつき便宜を図ってはならない。

②商業賄賂に関する規制を強化

「贈賄と収賄を合わせて調査」という原則を堅持し、現行の規定を踏まえて、単位及び個人が取引活動において賄賂を受け取る行為を禁止する規定を追加している。なお、商業賄賂の定義等には変更はない。

③「インターネット不正競争監督管理制度」の構築・整備

プラットフォーム事業者は、法によりプラットフォームサービス契約及び取引規則においてプラットフォーム内の公正競争規則を明確にし、遅滞なく必要な措置を講じてプラットフォーム内事業者の不正競争行為を抑止しなければならない。事業者は、データ、アルゴリズム、技術、プラットフォーム規則等を利用して、悪質な取引等の不正競争行為を実施してはならない。

④その他に、「虚偽宣伝」、「不正懸賞付販売」、「商業名誉棄損」、「優越的地位の濫用による中小企業の合法的権益の損害」等の行為に関する規定を新設し又はより詳細に整備(アップデート)している。

2. 不正競争防止監督管理及び処罰規定を整備し、不正競争行為に対する処罰を強化し、商業賄賂を行った事業者の法定代表者、主要責任者、直接責任者等に対しても、100 万元以下の過料を課する処罰規定を追加している。取引活動において賄賂を受け取った単位及び個人に関する罰則も追加されている。具体的には、単位に対して 200 万元、個人に対して 50 万元の過料を課するというものである。

[原文] 反不正当竞争法(修订草案)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常务委员会(全国人民代表大会常务委员会)

(意見募集期間:2024 年 12 月 25 日~2025 年 1 月 23 日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

ネットワーク安全基準実践ガイドライン——生成系人工知能サービス安全緊急対応ガイドライン(意見募集稿)

[ポイント] 中国の全国ネットワーク安全標準化技術委員会は、生成式人工知能サービスにおけるセキュリティ・インシデント(安全事件)への対応方法を示した本ガイドラインに対する意見募集を、2024 年 12 月 31 日まで実施した。本ガイドラインは、生成 AI の提供者が安全事件に効果的に対応するため、具体的な種類や重大性に基づく分類基準、技術手段を含む管理手法について網羅的な指針を提供している。

本ガイドラインでは、安全事件を以下の 3 つに大別している:①違法情報の生成や虚偽情報の流布を含む情報内容安全事件、②AI モデル内のデータ漏洩や改ざんを含むデータ安全事件、③AI モデルやサービス提供者に対する DDoS 攻撃を含むネットワーク攻撃事件。また、これらの事件について、国家安全や社会秩序への影響、経済的損失の規模、影響を受けた対象の重要性に基づき、「一般事件(第 4 級)」から「特別重大事件(第 1 級)」までの評価基準が提示されている。本ガイドラインでは、安全事件の対応方法として段階ごとの施策が示されており、その概要は次のとおりである。

	管理措置	技術手段	外部連携
1. 準備段階	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 安全事件に対応する応急対応戦略を策定と責任者の承認取得 ➢ 安全事件管理計画の作成と見直し ➢ 安全事件に対応する応急計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ キーワードリストやテスト問題集の構築 ➢ 監視システムの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 供給業者、第三者機関、規制当局と協力体制の構築

	<ul style="list-style-type: none"> 安全事件対応チーム(IRT)の設置と必要 		
2. 監視および予警段階	<ul style="list-style-type: none"> 監視戦略の策定 自動通知と迅速な初期対応プロセスの導入 	<ul style="list-style-type: none"> 自動化ツールと人工審査を併用したリアルタイム監視の実施 モデルの入力・出力、データアクセス、ネットワークトラフィックなどの監視 重要性に対応した警告メカニズムの設定 	<ul style="list-style-type: none"> 利害関係者間での監視結果や重要な脅威情報の共有
3. 緊急対応段階	<ul style="list-style-type: none"> 事件の分類・評価 必要に応じたモデルの停止 原因調査、対応、復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 一時停止、データ隔離等適切な対策の実施 データ漏洩に対する暗号化やアクセス制限の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 概要と影響を規制当局への報告 外部支援への対応
4. 総括と改善段階	<ul style="list-style-type: none"> 事件対応の総括報告書の作成 応急対応の有効性の分析と改良 	<ul style="list-style-type: none"> ログや事件データの分析 模擬訓練の実施 知識データベースの更新 	<ul style="list-style-type: none"> 概要と影響の規制当局への報告 事件対応のベストプラクティスの共有

本ガイドラインは直接的な法的効力を有するものではないが、安全事件への対応において、「生成系人工知能サービス管理弁法」第 14 条等を補完する役割を果たす可能性があるため、正式に公表されるかの動向には引き続き注目が必要である。

【原文】 [网络安全标准实践指南——生成式人工智能服务安全应急响应指南（征求意见稿）](#)（网安秘字〔2024〕161号）

【公布／公表機関】 全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処（全国网络安全标准化技术委员会秘书处）

（意見募集期間：2024年12月18日～2024年12月31日）

執筆担当：上海オフィス顧問 石 瀛

ネットワーク安全基準実践ガイドライン——インターネット未成年モードの技術要件(意見募集稿)

【ポイント】 本ガイドライン(意見募集稿)は、インターネットサービスやアプリ等における未成年者モードの構築と提供に関して技術的要件を示すものである。米国では児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)が制定され、それを受けてYouTube KidsやAmazon Kids+といったアプリが提供されている。中国でも、2024年1月1日に施行された「未成年者ネットワーク保護条例」において、「未成年者層に顕著な影響を与えるインターネットプラットフォームサービス提供者」(同 20 条)や「オンラインゲーム、ライブ配信、オンライン音声・動画、ソーシャルネットワークなどのインターネットサービス提供者」(同 43 条)に対し、自らのサービスに未成年モードを提供することが義務付けられている。

米国の COPPA が 13 歳未満の児童の個人情報の収集に対する警戒に重点を置いているのとは異なり、中国における未成年モードは、18 歳未満の未成年者に関して、個人情報保護を含み、健全な発達を促進し、有害なオンラインコンテンツへのアクセスを制限し、さらには保護者が監督や管理を行いやすい仕組みの提供を目的としている(「未成年者ネットワーク保護条例」、2024年11月15日に施行された国家インターネット情報弁公室の「インターネット未成年モード構築ガイドライン」)。

本ガイドラインは、未成年モードについて、ユーザーインターフェイス設計やデータベース管理、アクセス制御などに関する下記の技術要件を示している。

1. **デバイスの要件:** 未成年モードへの一括切り替えや保護者による利用時間管理機能、不適切コンテンツの排除に関して技術的要件が示されている。

2. **アプリケーションの要件:**アプリケーションごとの利用時間や支払行動の制御、依存防止、不適切リンク遮断などに関する技術的要件が示されている。
3. **プラットフォームの要件:**提供されるアプリの適齢性明示、ダウンロード制限、保護者の認証機能に関して技術的要件が示されている。
4. **システム間の統合要件:**デバイス、アプリケーション、プラットフォームを統合した未成年モードへの一括切り替えや統一された利用時間管理、個人情報保護の一貫性に関して技術的要件が示されている。

[原文] [网络安全标准实践指南——移动互联网未成年人模式技术要求（征求意见稿）](#)（网安秘字〔2024〕160号）

[公布／公表機関] 全国情報セキュリティ標準化技術委員会秘書処（全国网络安全标准化技术委员会秘书处）

（意見募集期間:2024年12月18日～2024年12月31日）

執筆担当:上海オフィス顧問 石 瀛

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。